

知的財産取引適正化WG（第4回）議事録

1 日 時 令和8年2月27日（金） 10:00～11:30

2 場 所 対面（大手町パークビルディング15階 Seminar RoomX,Y）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】林座長、泉委員、鮫島委員、松橋委員、松田委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、柴山企業取引課長、田中優越的地位濫用未然防止対策調査室長

企業取引課 全課長補佐

優越的地位濫用未然防止対策調査室 山岡室長補佐

【中小企業庁】坂本事業環境部長、小高取引課長

【特許庁】吉澤総務部長、総務課 澤崎企画調査官

【内閣府】清水参事官

【オブザーバー】東京都知的財産総合センター

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、

日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、

日本弁理士会、内閣府知的財産戦略推進事務局

4 議 題 ○知的財産権等に関する実態調査報告書（案）について

○知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書（案）について

5 議事録

（1）開会、注意事項説明

○公正取引委員会 柴山課長

定刻となりましたので、第4回「知的財産取引適正化ワーキンググループ」を開催いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。私は、公正取引委員会企業取引課長の柴山です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回も前回に引き続き、対面とオンラインのハイブリッドでの実施となりますので、留意点を3点申し上げます。

1点目、オンラインで参加されている委員・オブザーバーの皆様におかれましては、御発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。2点目、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただければと思います。3点目、対面で御参加されている委員の皆様は、御発言時、マイクの電源ボタンを押した後にお話いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、開催に当たり、公正取引委員会、中小企業庁、特許庁を代表して、公正取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井官房審議官

皆さんおはようございます。公正取引委員会官房審議官の向井でございます。本日は御多忙の中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

皆様におかれましては、これまで第1回から第3回まで、知的財産、ノウハウ、データの取引の適正化について、非常に活発な御議論をいただきまして感謝申し上げます。本日は第4回では最終回として、前回素案としてお示しした実態調査報告書、知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書につきまして、前回様々な意見をいただきましたので、そちらを反映した最終的な案を事務局の方で作成させていただいているところでございます。これについて確認いただき、公表に向けて進めることについて御了承いただきたいと考えております。

それでは、皆様におかれましては、いつも通りではございますが、忌憚のない御議論をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。それでは、以後の議事につきましては、林座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(2) 事務局説明 (①知的財産権等に関する実態調査報告書 (案) について)

○林座長

座長の林です。皆様、おはようございます。いよいよ最終回となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、事務局から資料2に基づき、知的財産権等に関する実態調査報告書の案について御説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

○公正取引委員会 田中室長

公正取引委員会優越的濫用未然防止対策室調査室長の田中と申します。よろしくお願ひいたします。実態調査報告書につきましては、前回素案をお示ししまして、皆様からの御意見を頂戴しました。改めて御礼申し上げます。実態調査報告書の案につきましては、資料2-1のとおりです。

頂戴した御意見を踏まえて表現ぶりを見直し、また、調査結果の総括を加えるなどしております。構成は目次を御覧いただければと思いますが、前回お示しした素案から基本的には変わっておりません。

まず第1で、調査の趣旨・調査状況等を示しており、第2では調査結果としてアンケート調査の結果とヒアリング調査で得られた事例を掲載しております。そして、第2の調査結果を基に、第3として、知的財産の取引慣行の実態と独占禁止法上の考え方を示しており、第4として公正取引委員会の対応を示しております。実態調査報告書の内容としては、前回お示しした素案から大きく変わっておりませんので、以降では、前回いただきました御意見を踏まえて修正した点や素案の時点では未記載であった箇所を中心に御説明いたします。

まず、1ページを御覧ください。前回いただいた御意見として、スタートアップなどの現場の人がより自分ごとと捉えられるように記載を工夫してはどうかとの御意見を賜りました。御意見を踏まえ、第1の1の第2段落に、「製造業やスタートアップも含む幅広い業種を対象とした実態調査」とスタートアップを特出した上で、「業種横断的に参照し得る」として、スタートアップを含めた現場の方々の方が自分ごとと捉えられるように、記載ぶりを修正しております。

続きまして、57ページを御覧ください。第3の1におきまして、調査結果を総括しておりますので、内容を御紹介いたします。(1)では、今回の調査では特定の業種に限定することなく、幅広い業種の事業者を対象に実施したものであると記載しております。そして、製造業や非製造業を問わず、受注者が取引先から、製造方法に係るデータ等の提出を求められた事例が報告されており、中でも特徴的な事例として産業データの提供を求められた事例を挙げております。その上で、データの利活用にかかるビジネスモデルが進展している中、優越的

地位の濫用として問題となる行為を未然に防止するという観点から、データを対象とする取引適正化の必要性が示されたと総括しております。

次に(2)では、今回の調査結果では、これまで公正取引委員会が行った知的財産権に係る実態調査等の結果には見られなかった著作権の無償譲渡の要請等に係る事例が複数報告されるとともに、商慣習上、著作権等に対価設定をすることが困難であるとする事例が報告されたことを記載しております。また、知的財産権に対価設定がなされている場合であっても、その対価が一方的に決定され、適切な対価が設定されていない事例が複数報告されたことや、対価設定方法の選択肢の拡充を求めたいが、取引先から一方的に決定される事例が報告されたということも記載しております。このような結果につきまして、事業者にとって、知的財産権に対する適切な対価を享受することは、そうした権利やノウハウの創作意欲に直結するものであることを踏まえ、これら行為を未然に防止する必要性は大きいものであると総括しております。

次に(3)では、まず、製造業においては、過去に公正取引委員会が実施した実態調査で報告された事例と同様、NDA の締結拒否をはじめとした独占禁止法上問題となるおそれがある事例が報告されたことを記載しております。第 2 段落を御覧ください。アンケート結果においては、納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答した事業者は約 16%でしたが、ヒアリング事例では、商慣習上、不利な取引条件での取引を強いられているという報告が散見され、これらの事例の中には、ヒアリングの過程において自ら受けている行為が優越的地位の濫用に該当し得るものであることを認識するに至ったものも含まれておりました。こうしたことから、アンケートにおいて納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験があると回答していない事業者においても、これまでに根付いた商慣習により、問題意識を抱くことができずに、取引先からの要請に応じてきている中小企業も一定数存在する可能性があり、実際には、アンケート結果で顕在化している割合を上回る可能性があることを総括しております。

最後に(4)では、今回のアンケート結果におきまして、知的財産権等に関するチェック体制について、社内の担当者や外部の専門家がいないと回答した事業者は、知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有すると回答した事業者のうち約 50%であり、その理由については、資力や余裕がないからと回答した事業者は約 50%でした。また、ヒアリング結果において、取引開始時等に取引先から不利な取引条件となるような契約書のひな形を押しつけられた事例も複数報告されました。このような結果を踏まえ、納得できない内容の取引条件等を受け入れざるを得なかった要因の 1 つとして、受注者側における知的財産権等の取引に係るいわゆるリテラシーが十分ではないことが考えられるとしております。そこで、受注者に対し、知的財産権等の取引に係るリテラシー向上を促すという観点から、知的財産権等の取引適正化の意識を高めていく必要性が示され、また、発注者においても取引適正化の意識を高め、発注者自身のリテラシーを向上させるように努める必要があることを総括しております。

次に 63 ページを御覧ください。前回のワーキンググループにおいて、一方的な開示要請（工場見学等）の考え方につきまして、製造業の現場では、軽微な製品不具合対応や品質保証の名目で工場見学を要請し、取引先からの情報収集を正当化している面があり、このような名目を理由としたものであっても、問題となり得る旨を記載することで効果が期待できるとの御意見を賜りました。この御意見を踏まえ、脚注 38 に、例えば、発注者が受注者に対し、品質保証等の名目で過度な情報開示を求めるような場合にも問題となり得ると記載しております。

次に 67 ページを御覧ください。著作者人格権の不行使条項の設定の考え方について前回御議論いただき、著作者人格権の不行使条項の設定について、業界によっては通常の商慣習になっていることもあり、不行使条項の設定により、流通性向上などのプラスの面が存在する場合や、取引を完結させるためにクリエイター側が当該条項を望む場合もあるため、協議を行わず一方的に条件を設定する場合など、具体的にどのような場合に問題となるか、注釈

で補足するなど、現行の多様な取引関係、実務への波及効果等に対する配慮が必要であるとの御意見を賜りました。この御意見を踏まえ、脚注 42 に、例えば、受注者において著作権者人格権の行使を必要とすることが想定される場合等において、著作権者人格権の不行使条項の内容等を踏まえた相応な対価の支払又は著作権者人格権の権利ごとに個別に別段の定めを設けるなどの著作権者人格権を不行使とすることへの取引条件について協議をすることなく、発注者により著作権者人格権の不行使が規定された契約書のひな形を押しつける場合など、著作権者人格権に係る取引の条件等について協議交渉が十分に行われない場合には一方的な設定と評価され得ると記載しています。

次に 70 ページを御覧ください。前回の御意見といたしまして、名ばかり共同研究開発等に関する考え方につきまして、公正取引委員会のスタートアップ指針にならい、共同研究開発における成果物の帰属について、単に費用負担している事実のみで成果物の知的財産権の帰属主体となることが正当化されるものではなく、成果物創出への貢献度が考慮されるべきといった観点を補足してはどうかという御意見や、委託研究であっても、成果物の対価の設定については十分協議が行われるべきであり、費用負担さえしていれば、知的財産権を召し上げてよいと誤解されないことが重要との御意見を賜りました。この御意見を踏まえ、脚注 43 において、スタートアップ指針の該当箇所の記載を追記いたしまして、費用負担が直ちに成果物の知的財産権の帰属主体となることを正当化するものではなく、知的財産権の取得のための対価は、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められることが重要であるという点を明確にしております。

最後に 77 ページをご覧ください。第 4 といたしまして、公正取引委員会の対応を記載しております。1 つ目は問題行為の未然防止に向けた周知活動等として、実態調査報告書と本ワーキンググループにおける報告書の内容を基に、独占禁止法上の考え方等を示す指針を公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁の連名で策定、公表するなどの対応を行う予定であるとしております。2 つ目は違反行為への厳正な対処です。以上が今回の実態調査報告書であり、公正取引委員会名で公表することを予定しております。以上です。

○林座長

ありがとうございました。ただいま御説明がありました実態調査報告書案の内容について、まず御質問がある方から伺いたいと思います。その後に自由討議に移らせていただきたいと思います。近藤様をお願いします。

○日本経済団体連合会 近藤産業技術本部上席主幹

オブザーバーの経団連の近藤でございます。細かいところですが、調査報告書の 57 ページ、調査結果の総括の(3)の冒頭に、令和元年の実態調査で報告された事例と同様との記載がありますが、今回の調査は令和元年の調査以降の取引を対象に調査しているのか、それ以前のものを含むのかを確認させてください。以前のものを含むのであれば、結果が同様になることもあり得るなと思い、明らかにしておきたいと思っております。

○田中室長

ありがとうございます。今回の調査は令和元年の調査以降の取引を対象にしております。

○日本経済団体連合会 近藤産業技術本部上席主幹

ありがとうございました。

○松田委員

ありがとうございます。57 ページ(3)のところ、アンケート結果では、納得できない内容の取引条件を受け入れた経験があると回答した事業者は約 16%とあり、他方ヒアリング事例においては、商慣習上、不利な取引条件での取引を強いられていたことを、ヒアリングの

過程で自覚することもあったと書かれております。調査の全体像の話ですけれども、ヒアリングされた方は、アンケート対象ではない方も含まれていらっしゃるかと理解しております。また、こちらの記載は、アンケート結果において、納得できない内容の取引条件を受け入れた経験がないと答えていた方でも、実はそうではなかったと思った方もいるということを示しているのでしょうか。このあたりの記載の趣旨について確認させていただければと思います。

○公正取引委員会 山岡室長補佐

ヒアリング対象は、基本的にアンケートにおいて納得できない内容の取引条件を、受け入れた経験があると回答した事業者の方を対象にしておりますが、これに加えて、我々公正取引委員会及び中小企業庁では、本実態調査にかかわらず、独占禁止法又は取適法に関するような取引事例の情報収集をしておりますので、その知見に基づいてヒアリング対象にしたということもございます。これらの方々においては、我々がヒアリングをする過程において、こういうことも問題になるのかということをお話しいただいたところもございますので、このような記載をさせていただいたところもでございます。そのため、アンケートでこのような事例について具体的に記載していない方や、また、独占禁止法のアンケートということもございますので、アンケートの趣旨を理解できずに該当事例がなかったと回答した方もいるかもしれないということを想定している記載です。

○林座長

他に御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。では北村様よろしくお願いたします。

○日本弁理士会 北村弁理士

弁理士の北村です。質問ではなく意見になってしまうかもしれませんが、58 ページの脚注 32 のところで、行政機関が公表している契約書のひな形やチェックリストを記載することで活用を促すということで対策をお書きになられているんですけども、その前段に、そもそもノウハウの内容を記述することが重要ではないかと思えます。守る対象がはっきりしないがために、チェックリスト等で対策が取り得ないということも水面下の実態になっているのではないかと思いますので、ノウハウ等を書き出して認識しておくことが重要であるということを示すと良いかなと思えます。

○田中室長

検討させていただきます。

(3) 自由討議 (①知的財産権等に関する実態調査報告書 (案) について)

○林座長

ありがとうございます。それでは自由討議に移りたいと思えます。事務長から御説明いただいた実態調査報告書案について、自由討議とさせていただければと思います。前回までに示された素案に係る議論を踏まえた内容となっていると理解しておりますが、この後の公表にあたり、皆様から御意見などございましたらコメントいただければと思います。

それでは、御発言されたい方がいらっしゃいましたらお知らせください。松田先生お願いたします。

○松田委員

ありがとうございます。2点コメント差し上げたいと思っております。1つ目は58 ページのところでも今回の調査結果の総括を記載いただいておりますが、非常に端的にかつ分かりやすくまとめでいただき大変ありがたいと思っております。末尾の方に、発注者においてもり

テラシーを向上させるように努める必要性があるとお書きいただいております、これも非常に正当なことと思っております。コメントとして申し上げたいのは、取引適正化の論点も同じだと思いますが、リテラシーを向上してほしいという思いだけではなく、自らの取引先に正当なインセンティブが与えられることで、取引先は付加価値を高めていくことができ、それが回りまわって発注者自身のビジネスの発展にもつながる側面があるかと思えます。単純にやった方がよいというよりも、ビジネスの発展という観点からも、是非積極的に考えてほしいということ、今後の中の啓発活動においてメッセージとして取り入れていただきたらと思っております。

もう1点は、先ほど御説明がございました著作者人格権に係る67ページの脚注42についてです。前回までの討議を踏まえて、非常に適切に記載いただきまして、ありがとうございます。この書きぶりとして、1文目においては、受注者において著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合等においては一方的に押しつけないようにと場面を設定していただいております。この点、読み手側の発注者側が今回の実態調査報告書を踏まえて気を付けたいと思った場合に、当該記載がどのような場合を指すのかというのが、一読しただけであると、受注者が著作者人格権を欲しいといえれば必ず与える方向で動かなければならないのかと誤読される可能性もあるかなと思ひ、この場でコメントできればと思ひます。こちらは前回までの議論と同様、受注者が主観として著作者人格権が必要だと思ひているだけではなく、取引の実態や得られるリスクリターンとの関係等で客観的に判断するものであるとの趣旨で当該脚注を記載されているものと理解しております。もし誤りがあれば、後ほど御指摘いただければと思ひますが、その点だけ少し気になりましたので、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございます。事務局の受け止めは後ほどまとめてさせていただければと思ひます。他に御意見いただける方いらっしゃいますでしょうか。

○藤田弁護士

今回の調査報告で、繰り返し業種横断的に調査し、スタートアップも対象になっている点強調していただいたことは、非常にありがたいと思ひておりまして、ユーザー側にも使いやすいものになるのではないかなと思ひております。

以前の場でも少し申し上げた点ですが、大学発スタートアップが大学からスピアウトする際に、特許等についてライセンス交渉をすると、大学側から厳しい条件を突きつけられるという問題がございます。公正取引委員会に今回調査いただき、結果が見当たらなかったという回答をいただきました。この点、本日に至るまで、実際に、私が関与しているアクセラレーションプログラム等で、大学スタートアップが大学との契約で非常に厳しい条件を突きつけられて、非常に困っているという話を実際に受けております。おそらく調べれば結構出てくる話ではあると思ひますので、そのような事例が存在すること自体は御認識いただき、注意をいただきたいと思ひております。大学も自身で稼がないといけないという実情があり、それは理解できるものの、非現実的な条件を押し付けて、その結果良い技術が社会実装されないと社会のためにも良くないという帰結になってしまうため、お願いしたいところです。コメントになりますが、以上です。

○林座長

ありがとうございます。他にいらっしゃいますでしょうか。松橋委員お願いいたします。

○松橋委員

63ページの工場見学での技術情報の開示の考え方について、具体的に工場見学と記載されているのは非常に画期的ではないかと思ひます。今、中小企業では、いわゆる発注者側の

4M 変更、有害物質の含有、サプライチェーンのリスク管理のような案件については、発注者側がかなり早く対応するようになり、現在は少しでも早く受注者側に連絡する商慣習になりました。他方で、発注者の工場見学等の情報提供について、そもそも開示するかということに対する考え方と、工場見学前に NDA を締結するという考え方を組み合わせることができれば、受注者の情報を守るという観点からの効果はかなり高くなると思います。私自身も過去何十年間において、工場見学で NDA の締結を求めてくる会社は 2 社しかありませんでした。そのため、今後我々自身が商慣習に対する考え方を改めていく必要があると感じました。受注者は報告書をもてピンとこないのではないかと思いますので、分かりやすい啓発を行うことができれば、商慣習も変わっていくのではないかなと思います。

○林座長

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。それでは、いただいた御質問や御意見を踏まえて、事務局から特にコメントできることがあればお願いいたします。

○公正取引委員会 田中室長

はい。御意見をどうもありがとうございます。まず、松田先生からの御意見ですが、発注者におけるインセンティブについては十分に意識して周知していきたいと思います。2 つ目の著作者人格権について、先生の御発言のとおり、客観的な条件についても当然想定しているところです。

藤田先生に御意見いただいた大学発スタートアップの事例につきましても、今回の報告書には記載していませんが、そのような事例もあるということも踏まえ、今後も所管法令で問題が見られればしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

松橋委員からの御意見ですが、受注者のリテラシー向上も今回メッセージとして出しているところですので、今後周知広報するに当たって意識して取り組んでいきたいと考えております。

(4) 事務局説明 (② 知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書 (案))

○林座長

ありがとうございます。それでは実態調査報告書案についての議論は以上とさせていただきます。続きまして、事務局から資料 3 に基づき、本ワーキンググループの報告書案について御説明お願いいたします。

○公正取引委員会 全課長補佐

それでは本ワーキンググループの報告書案について御説明差し上げます。内容につきましては、前回の第 3 回のワーキンググループ時点とほとんど変わっておりませんが、細やかな文言について修正を行っております。以降については、前回の御意見も踏まえまして、修正を加えました点について説明差し上げます。

まず、全体面について、報告書の構成として①現状の課題等、②本ワーキンググループにおける主要な意見、③解決の方向性を示しております。このうち②本ワーキンググループにおける主要な意見の部分について、前回は議事要旨の抜粋のような形で長い記載をしておりましたが、御意見の趣旨をなるべく変えない形で要約しております。

続きまして、前回頂戴しました御意見への対応についてです。6 ページを御覧いただければと思います。対価の設定方法についてという部分です。こちらの知的財産権等という表現につきまして、前回名倉委員から、個人で事業を営まれているクリエイターの方などは、自らが権利を持っていると意識されていない方もいるため、知的労働についても、対象となり得ることを明示してはどうかという御意見をいただいております。こちらについて、知的財産権等の部分に注釈 8 を付した上で名倉委員に記載内容について御確認いただいたところ、

追加の御意見等は頂戴しておりません。

御意見いただきました2点目につきまして、7ページを御覧いただければと思います。前回いただいた主な御意見についてまとめております。松田委員から知的財産権等部分の対価を工賃と分けて記載することが必ずしも受託者にとってポジティブな要素にならない場合もあるため、対価を2つに分けることを政府が推奨していると捉えられないようにしてほしいといった御意見をいただいたところです。こちらの御意見を踏まえまして、まず、②の主要な意見において、頂戴した御意見を追記しております。③解決の方向性の部分につきましては、前回までも、あくまで選択肢の一つであることを示すべきと記載しており、推奨しているところまでは記載しておりませんので、記載ぶりにつきましては、前回から維持している形になっております。この点松田委員にも御確認いただきまして、追加の御意見をいただけていないという認識でございます。

前回からの報告書の修正点につきましては、以上となります。

○林座長

御説明ありがとうございます。それではただいま御説明がありました本ワーキンググループの報告書案の内容につきまして、まず御質問のある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(5) 自由討議②

○林座長

それでは、特に御質問がないようですので、自由討議に移りたいと思います。北村様お願いいたします。

○日本弁理士会 北村弁理士

先ほどと同じですが、9ページの③のところ、契約書のひな形やチェックリストの利用を促すというところでその前段にノウハウ等の内容を記述して、何がノウハウかを認識できるような記載とできればよいのではないかと思います。以上でございます。

○林座長

他に御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から、ただいまの北村先生からの御提案について、よろしく願いいたします。

○全課長補佐

ただいまいただいた御意見を踏まえ、内容改めて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございます。それでは、実態調査報告書案、本ワーキンググループの報告書案だけでなく、全体についてでも結構ですので、これまで本ワーキンググループに御参加いただいた所感を是非皆様からいただければなと思います。では、松橋委員お願いいたします。

○松橋委員

どうもありがとうございます。私は、約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会の委員もやらせていただきました。当社は2月に値上げをしまして、商社を介して取引する大手メーカーとの価格交渉に入り、支払期日60日以内で振込手数料も発注者負担ということで要請を出し、1社もトラブルなく受け入れられました。ここまで来るのに2年ぐらい掛かっていると思います。

先ほども申し上げましたが、工場の中で特許やライセンスを取ることや、権利化されてい

ないものを保護することを、NDA 等の商慣習も含めて中小企業が理解して実施できるようになるには、やはり 1、2 年掛かるのではないかと思います。現在、国の方向として中小企業の活性化の方向で動いており、このような優越的地位の濫用行為に対しては正当な要求をしてよく、国が積極的に対処しているということを実際に多くの中小企業に知っていただきたいと思います。是非中小企業が多く所属している商工会議所などを通じて周知していただければと思います。具体的に工場見学の際の NDA 締結などで商慣習を変えていくことができれば、中小企業の商取引の関係が大きく向上されますし、資金繰り負担の軽減にもつながるかと思います。ありがとうございました。

○松田委員

はい、ありがとうございます。私自身合計 4 回この場に参加させていただきました。皆様からの御意見を拝聴して、個人的に勉強になることが非常に多く、参加させていただき大変ありがたく感じております。

今回の実態調査報告書、本ワーキンググループ報告書のいずれも、業種横断的な点と、繰り返し発信されてきたメッセージの総括的な位置付けになっていると思います。その意味で、様々な事業者の方に参照していただけるような立派なものになっていると思います。少し懸念があるのは、今までの総括的なものですので、当然これまでに見たような記載も多くあると思っています。この点、今までと何が違うかが気になる方もいると思いますので、発信に当たっては、特に著作権の部分が大きいとは思いますが、どこが新しく、どこが今までの繰り返し部分なのかが分かると、今まで本ワーキンググループでの議論をフォローしてきた方においても理解が進むのではないかと思います。

最後に、知的財産分野の取引適正化というのは関心事でして、製造業が多い日本社会においては、事業者の方は知的財産のような無形のものに関して価値を見出すことが余り得意ではなかったり、そのような習慣がなかったりすると感じます。先ほどの松橋委員の御発言にもありましたが、例えば NDA についても、その意識の在り方を変革する必要があると思っており、ビジネス上のマインドセットを変えるという意味でも、是非これらの報告書の発信を通じて、行政機関の方から積極的な働きかけをお願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。

○鮫島委員

ありがとうございます。長らく大企業と中小企業では、日本では元請下請という関係性が 50 年以上続いてきたということですが、その意味では、本報告書というのは、この元請下請関係の時代が終了したということ宣言するような位置付けがあるのかなと思っています。それが本当に大企業と中小企業、あるいは日本の競争力にとって良いことなのかというのは実はまだ確信が持てないままです。その意味では、こういったプロジェクトに関与した我々のような者が、日本の競争力につなげていくような動き方をしていく必要があり、新たな責任が投げかけられたなというのが私の所感になります。短いですが、以上になります。ありがとうございました。

○藤田弁護士

他の委員の皆様からの御所感もございますので、私が付け加えるようなことはございませんが、公正取引委員会から出しているガイドライン等を使いながら現場で仕事をしている身としては、松田委員からもありましており、これまで公表された複数のものが集約され、さらに新しいことが追加されたというのは、ユーザーとしては非常に良く、現場でも使いやすいものになっていると思っています。特に、松田委員の御発言でもございましたが、実態調査報告書は業種横断的でもあるため、その点も非常に良いと思っております。他方で、今回業種横断的に調査を行いました、大学発スタートアップ等の残っている問題もあるのかなと思いますので、こちらが集大成で、もう終わりということではなく、更なる問題につい

でも引き続き取り組んでいただければなと思っております。以上です。

○独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT） 坂野知財活用支援センター長補佐

独立行政法人工業所有権情報・研修館、INPIT の坂野でございます。私どもとしても、令和元年の公正取引委員会の調査や中小企業庁の知的財産取引ガイドラインの策定等意識しておるところでございます。また、私どもでは5社連携ということで、特許庁、中小企業庁も含め連携を深めているところでして、最近の取組で言うと、中小企業庁の知的財産取引ガイドラインについて、私どもが47都道府県に設置している総合的な知的財産の窓口・支援窓口の職員に向けて、ガイドラインの考え方をお伝えいただいたところですので、今回の報告書はそのようなガイドラインを更に業種横断的や総合的に補完いただくものであると考えておりますので、今後は公正取引委員会とも協力させていただき、例えば私どもの地域の相談員に対して今回の報告書について御説明いただいたり、様々な意見交換をさせていただき、私どもの方からもフィードバックをさせていただくような機会をいただければと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

○日弁連知的財産センター 松下事務局次長

日弁連知財センター事務局次長の松下でございます。まずは、非常に充実した議論に加え、このようなバランスの取れた報告書を作成いただいたことについて感謝申し上げます。

私は企業をクライアントとしており、契約書をレビューさせていただくことが多いのですが、どうしてもこの種のガイドラインが出されると、大企業対中小企業というような構図で、大企業の契約インセンティブを削ぐような記載が見られることも少なくなかったと思います。この点、鮫島委員からも御発言がありましたとおり、大企業対中小企業の構図というよりも、どれだけフェアに取引をしていけるのかが重要になると思っております。その意味では、契約交渉の結果として中小企業側にとって望ましくない条項等が入ったとしても、中小企業側の体制が整っていないことに起因する場合も当然あると思いますので、中小企業は保護すべきものであるという観点ではなく、どのようにしてフェアに取引を行うかという観点が重要だと思っております。もちろん優越的地位の濫用に該当するような行為に対しては、何らかの規制はあり得るべきだと思います。その点、今回は両方の観点を打ち出されており、実務において非常に使いやすい報告書になっているのではないかと思います。どうもありがとうございました。

○日本経済団体連合会 近藤産業技術本部上席主幹

経団連の近藤でございます。報告書の取りまとめ、これまでの御議論は大変勉強になりました。ありがとうございました。経団連は何かと大企業側という見られ方をするのですが、中小企業やスタートアップも多数会員におりますので、幅広く全体を見て日々活動している中で、今回取りまとめたいただいた報告書では、正すべき大企業側のふるまいがあれば対処する必要があるという一方で、中小企業やスタートアップの知的財産に関するリテラシーの向上の必要性についても記載いただいたところが非常に良いことかなと思っております。経団連では、科学技術立国を目指して提言活動を行っております。その中でも研究開発投資を通じた知的財産をはじめとする無形資産を活用した経営の必要性も十分承知しておりますので、これを契機に中小企業とスタートアップのリテラシーが高まれば、産業界全体で無体物に対してのリテラシーが上がるということにもつながるのではないかと思います。

また、議論の中でも発言いたしましたが、報告書を出して終わりではなくて、モニタリングを行い、中小企業やスタートアップに対してどのような影響を与えているのかをしっかりと測定していくことが重要だと思っております。そうでなければ、同じことが数年後に繰り返されると思います。それは本意ございませんので、是非モニタリングをしっかりとさせていただきたいということをご参考として述べさせていただきました。以上です。

○日本弁理士会 北村弁理士

参加させていただきましてありがとうございます。令和元年度の報告書に続いて、今回も大変充実した事例がございますので、弁理士がそれぞれの顧客に対してどうふるまえば良いかの一つの指針になると実感しております。私どもも関西会の方で公正取引委員会中国支所と年に1回懇談会を行っておりますが、今回の指針が活用される土壌を今後業界として築いていければと思っております。

また、ものづくりに接するノウハウは非常にこれから重要になってくると思います。AIで生成された情報はハルシネーションの問題もあります。各企業が自社のノウハウを認識し、ローカル LLM の利用等ノウハウが流出しないように管理しながら、AI とつないでいくことで、ものづくりの技が様々な面に展開していくことになるのではないかと思います。今回の指針がその第一歩になるように感じておりますので、指針の活用についても弁理士から協力させていただければと思います。ありがとうございます。

○内閣府 清水参事官

内閣府知財事務局の清水でございます。本ワーキンググループにおける議論をオブザーバーとして拝聴させていただきまして、ありがとうございます。知財事務局としましても、本ワーキンググループ報告書の「はじめに」のところで言及させていただいておりますけれども、知的財産推進計画 2025 とも関係しておりますので、こちらに掲げた方向性について、極めて具体的・実務的な形で前進される内容となっていることを大変心強く感じております。中小企業が知的財産への投資を通じて成長していくためには、知的財産が適切に評価されて正当に投資される環境を整えることが必要であると考えております。公正取引委員会、中小企業庁、特許庁にて連携いただき、実態調査を踏まえた指針の検討を進められた本ワーキンググループでの取組というのは、このような環境整備に大きく貢献すると考えております。また、知的財産権にとどまらず、ノウハウやデータまでを射程に含めた業種横断的な整理や、対価の在り方といった、現場で課題とされてきた点に向き合われているという点が大きな成果であるというふうに受け止めてございます。

本ワーキンググループで積み重ねられた議論や知見が、中小企業の稼ぐ力を高め、ひいては日本全体のイノベーション創出や持続的な成長につながっていくことを知財事務局としても強く期待しておりますし、指針や報告書等の情報共有、周知にも努めていきたいと思えます。改めまして、座長、委員、オブザーバー、関係省庁の皆様に感謝を申し上げて、所感とさせていただきます。ありがとうございます。

○泉委員

ありがとうございます。せっかくですので2点ほど申し上げたいと思います。

まず、本ワーキンググループに参加させていただきまして、様々な事例の存在を認識し、非常に勉強になりました。普段は机の上で勉強することが多いため、なかなか現場の実態がどのようになっているのか把握することが難しいところでした。他方で、本ワーキンググループにおいて積極的に貢献できなかったのではないかと反省もございます。本ワーキンググループの報告書や実態調査報告書について、これまでの調査を通じた事例の収集や公表により、我々研究者や中小企業、あるいは大企業の参考になり、意識が変わっていくのではないかと思います。

2点目について、先ほど申し上げたことにも関係がありますが、いわゆるアドボカシー活動の重要性についてです。考え方を示して終わりにするのではなく、報告書の内容を踏まえ、今後積極的なアドボカシー活動を行い、本報告書の重要性や意義が全体に行き渡れば良いなと思い、そういった活動に励まれることを期待しております。以上です。

○東京都知的財産総合センター 琴寄知財戦略アドバイザー

東京都知的財産総合支援センターの琴寄でございます。皆さんもよく御存じのところでは

が、日本の中小企業の割合は 99%以上でして、東京都も同様に非常に高い割合を占めており、中小企業が産業の核となっていると言っても過言ではないと思います。したがって、大企業はもちろんのこと、中小企業が目線でガイドラインの普及のための支援体制の拡充というのは非常に重要であるというふうに考えております。これまでも幾つかのガイドラインを提供いただきましたが、中小企業の声聞いておりますと、そのガイドラインはどこにあるのかというようにある意味影が薄いところもございましたので、今回こういう形で新たなものを出していただいたということを機に、中小企業に対して着目しているのは非常に良いことであると考えております。

また、今回ご提示いただいた本ワーキンググループの報告書案の第2の3の「その他」というところで、支援体制の拡充にも触れていただきまして、大変ありがたいと思っております。私どもも東京都内の事業者に限られてはおりますが、日常的支援や相談に応じておりますので、これを機に、ガイドラインについて改めて周知し、できる限り活用いただく方向で日常の業務を進めていきたいと思っております。参加させていただき本当にありがとうございました。

○日弁連知的財産センター 松山事務局次長

オブザーバーとして参加しております日弁連知財センターの松山と申します。この度、今までのガイドライン等を集約する形でありつつ、本ワーキンググループの間に新たな調査をしていただいた上で、その調査結果も盛り込むということで、相当に充実した資料ができていないのではないかと考えているところでございます。本当に皆様ありがとうございます。

普段の弁護士の業務の中では、大企業と中小企業の両方の事業者の方から御相談いただく機会がありますが、その際には、他社はどうしているかや、実際の事例について聞かれる機会も多いです。今回の実態調査報告書では様々な事例が載っておりますので、こちらを御活用いただくよう宣伝していきたいと思っております。せっかく素晴らしい報告書ですので、周知も大変重要になってくると思います。また、これで全て終わりではなく、今後の活用のされ方も引き続きフォローをして様子も見えていくことが大事だと考えております。いずれにしても、本ワーキンググループに参加させていただき、勉強させていただくことも多かったです。座長をはじめ皆様ありがとうございます。この素晴らしい報告書が、今後周知され、活用されていくことを願っております。ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございます。これまで皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局からコメントいただけることがあれば、お願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

公正取引委員会企業取引課長の柴山です。委員、オブザーバーの皆様、貴重な御意見をありがとうございます。また、座長の林先生におかれましては、毎回議論の御指導をいただきまして感謝いたします。皆様からは、主に、周知、モニタリング、支援体制・相談窓口の関係で御意見いただいたかと思っております。

周知については、大企業対中小企業ではなく、日本全体の産業競争力につながる話であり、双方にメリットがあるということは意識していきたいと思っております。また、既存のガイドラインと比べて違う点や、今回のポイントは何かという点にも気を付けながら今後説明していきたいと思っております。

また、モニタリングについても極めて重要だと思っております。本ワーキンググループの報告書にも記載のとおり、定期的に調査を行いその結果を公表していくことや、法律違反が疑われるものには注意喚起を行い、違反行為に対しては厳正に対処することで、今後策定する指針の実行性を確保していきたいと思っております。

また、相談できる窓口が極めて重要というのはそのとおりでして、既に中小企業庁と特許

庁とも連携させていただいておりますが、オブザーバーで御参加いただいている皆様とも連携させていただきながら、対応していきたいと思っております。

最初に松橋委員からお話しいただきましたが、周知、モニタリングと相談等の支援を通じて、一定の時間は掛かると思いますが、必ず知的財産分野の取引における商慣習を変えられると思っておりますので、関係する皆様と連携しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○中小企業庁 小高課長

中小企業庁取引課長の小高です。皆様からも御発言いただきましたが、中小企業庁としても、現場の中小企業の事業者の方々に知っていただき、活用いただくことが極めて重要だと考えております。御発言の中にもありましたが、これからは AI の活用でデータの価値がドラスティックに変わっていく世の中ですので、中小企業の事業者の皆様には、イノベーションに向けて取り組んでいただき、適切な価格転嫁や取引適正化が行われるように周知に取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○特許庁 吉澤部長

委員の皆様、オブザーバーの皆様方から、所感をいただき、誠にありがとうございました。複数の委員に共通して御発言いただきましたが、これから作成する、実態調査報告書、本ワーキンググループ報告書の2つに加え、公正取引委員会、中小企業庁と一緒に作成させていただく指針を、どのように分かりやすく発信、普及させていくかということが、我々特許庁において最も注力すべき点だということを強く認識いたしました。INPIT や日本弁理士会様の方からも御発言ありましたが、知財経営支援ネットワークの5者連携として、我々特許庁、中小企業庁、INPIT、日本弁理士会様、日本商工会議所様において、地域の中小企業やスタートアップの皆様へ、より一層知的財産について御理解いただくよう努めているところでございます。知財経営支援ネットワークを更に強化するため、昨日5者で集まり、アクションプランに署名をさせていただいたという契機もございます。こちらを絵に描いた餅で終わらせずに、知財取引の適正化という観点を1つの大きな柱として捉えた上で、普及に取り組んでいきたいと思っております。

(6) 閉会

○林座長

ありがとうございました。本日の御議論を踏まえ、事務局と協力し、本ワーキンググループ報告書を取りまとめたいと考えております。取りまとめについては、座長である私にご一任いただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。また、実態調査報告書については、御議論を踏まえ、事務局にて必要な修正を行った上で、後日公表させていただきます。修正などを行いました2つの報告書については、委員の皆様にも御送付させていただきます。それでは、事務局から今後の予定について御説明お願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。今後、本日いただいた御指摘もございますので、必要な修正の検討をさせていただき、実態調査報告書と本ワーキンググループ報告書につきましては、3月中頃にも最終版を公表したいと考えております。その後、公表した報告書の内容を踏まえ、事務局で指針の原案を作成し、3月下旬頃からパブリックコメントに付したいと考えております。パブリックコメントでいただいた御指摘も踏まえ、6月中を目途に指針を公表したいと考えております。以上です。

○林座長

ありがとうございます。それでは、事務局から最後の御挨拶をお願いしたいと思います。

○公正取引委員会 向井審議官

公正取引委員会官房審議官の向井でございます。本日は活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございます。そして、これまで4回にわたりまして真摯な御意見をいただきまして、誠に感謝申し上げます。

今後我々といたしましては、これまでいただきました御意見を受け止めまして、中小企業庁、特許庁とともに、先ほど申し上げたスケジュールのとおり、6月を目途に指針の作成に向けて作業を加速していきたいと思っております。

公正取引委員会では、取引適正化につきまして、ここ5年ぐらいいかに集中的にやっております。振り返りますと、何が問題なのかということをもとに可視化をする。そしてそれを周知する。そして定期的なモニタリングをする。そして問題行為に対しては厳正に対処するということを繰り返したということでありまして、特にいわゆる取適法についてはかなり浸透しているのではないかなと思っております。先ほどもいただいたとおり、資金繰りが改善し、支払状況は改善してきました。支払サイトや振込手数料負担というような悪しき商慣習というものを一掃できてきたと考えております。

このような成功体験を踏まえまして、まずは指針において、何が問題なのかをまず可視化し、それを広く周知し、モニタリングをする。そして問題があれば、それに対して厳正に対処し、世の中全体においてこれが問題だということの認識を広く知らせていくことによって、改善を図るというようなプロセスを、我々としても注力していきたいと考えておりますので、引き続き皆様におかれましては、御支援いただければと考えております。私からの挨拶は以上でございます。

○中小企業庁 坂本部長

ありがとうございます。林座長、委員の皆様方におかれましては、本ワーキンググループにおいて、4回にわたる非常に精力的な御検討、御参画に改めて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

知的財産権やノウハウにつきましては、中小企業の稼ぐ力を高める極めて重要な価値創造の源泉で、これを支えることが、日本の持続的な経済成長にもつながると考えております。他方で、現実では中小企業の知的財産権の価値が軽視されたり、不当に侵害される行為が残っており、これが続いてしまうと、企業価値を高めたいと努力をしている中小企業の貴重な経営資源を損ない、我が国の成長軌道に向かう動きを阻害する要因にもなります。中小企業における法務機能がどうしても弱いという実態も踏まえ、厳正に対処していくことが、議論の中でもありましたように、中小企業を含むサプライチェーン全体での競争力にもつながるものと考えております。また、先ほど小高課長からもありましたように、AIの活用が広がってくる中で、AIにおいて勝負するために、現場のデータの活用が注目されております。そうした中で、やはり中小企業の現場には、まだデータ化されていないものもございますので、そのあたりも含めて現場のデータを守っていけるかということが、AIトランスフォーメーションというフェーズの中で大きく影響してくるものと考えております。その意味でも、今回まとめていただいた本ワーキンググループの報告書は非常に重要だと思っております。これをベースとして、公正取引委員会、特許庁と協力し、知財取引に関する指針の策定を進めていきたいと思っております。委員、オブザーバーの皆様からコメントがありましたように、我々中小企業庁としても、今回の成果物である知財取引に関する指針が認知され、現場でしっかり使っていただくことが非常に重要だと考えております。パートナーシップ構築宣言の内容にもつながりますので、振興法に基づく振興基準の中に、今回の指針の内容を反映させていきたいと考えております。また、本ワーキンググループに御参画いただきました日本商工会議所をはじめとする中小団体や、経団連の皆様のお力もお借りしながら、この指針の

幅広い周知啓発を一緒にやらせていただきたいと思います。改めまして、これまでの活発の御議論に御礼申し上げます、本当にありがとうございました。

○特許庁 吉澤部長

林座長、委員、オブザーバーの皆様方におかれましては、本ワーキンググループにおきまして、熱心に御議論いただき、貴重な御意見と共に取引実態に関する様々な御指摘をいただき、大変ありがたく思っております。ありがとうございます。我々特許庁としても大変大きな気づきを得させていただきました。

先ほど申し上げました内容に加え、向井審議官、坂本部長からもお話しがございましたので、これに尽きるころではございますが、知的財産を含む無形資産は、今後の中小企業やスタートアップ、大企業の皆様を含めた企業の稼ぐ力、競争力、付加価値を作り出していくための極めて重要な核心となっております。知財取引という側面も重要ではございますが、特許庁では、より幅広い「知的財産を含む無形資産をどのようにして経営の中核に位置付け、生かしていくのか」という視点で、今後策定される指針も含めて、地道に働きかけをしていきたいと思っております。引き続き、経団連をはじめとした皆様の御協力を賜り、対応してまいりたいと思っておりますので、御指導御鞭撻のほどよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(7) 閉会

○林座長

ありがとうございました。最後に、私からも一言御礼を申し上げたいと思っております。4回にわたり文字どおり大変活発な御意見をいただき、また、熱心に御参加いただきまして、ありがとうございます。委員、オブザーバー、事務局の皆様も含め、ベストメンバーに集まっていたいただき、専門的御知見とともに、この分野に関わられた御経験と熱意というものを本ワーキンググループでの議論において大いに発揮していただきましたこと、本ワーキンググループの座長として参加させていただいたことについて、改めて感謝申し上げます。

その結果としまして、まだ案の段階ではございますが、指針策定に向けた報告書の要素として、幾つかの重要な点を盛り込むことができたのではないかと考えております。

1つ目に、「知的財産権等」ということで、先ほどからお話がありますように、生成AI、特にAIエージェントの急速な普及に伴い、データの重要性が増してきているところでございます。データを対象とする取引の適正化の必要性も含め、この知的財産権等の価値がより適切に評価される環境整備に資することを目的に、多様な対価設定の在り方について選択肢を示すというところがございます。

2つ目に、業種横断的な優越的地位の濫用規制に関する考え方を示すとともに、既存の指針との関係性を整理し、公正取引委員会、中小企業庁、特許庁の知見を合わせた知財取引に関する基本的な考え方などを示すというところです。

3点目として、普及について絵に描いた餅にならないよう、リテラシーを双方が深めていくような支援体制の構築に向けて、事務局の皆様から力強いお言葉をいただきましたので、私も含め、御参画いただいた委員、オブザーバーの皆様と御一緒に周知活動をしていきたいなと思っております。

これらは皆様方の積極的な御参画と活発な御議論、御指摘がなければ実現しなかったものだと思っております。今後作成する指針については、本ワーキンググループ報告書の内容を十分に踏まえ中小企業、大企業双方にとっての利便性が確保されたものとなり、知的財産分野の取引適正化の推進に大きく貢献するものとなること、また、指針策定後の実効性が十分に確保されることに期待しております。

それでは、これをもちまして、知的財産取引適正化ワーキンググループを閉会させていただきます。これまで4回にわたり活発な御意見を頂戴し、熱心に御検討いただきましたこと、誠に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。